

企業投資促進税制から中小企業経営強化税制への改組に伴う ソフトウェアの事前登録番号の引き継ぎ方法等のご案内

産業競争力強化法上の先端設備(A類型)として当協会が通知した事前登録番号は、中小企業等経営強化法上の生産性向上設備に係る証明書発行においても、原則として有効といたします。

ただし、証明書発行の根拠が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則から中小企業等経営強化法施行規則に変更となることから、以下の手続きを経た上で事前登録番号を使用できることとします。

1. 引継ぎ対象となる事前登録番号

ソフトウェアの場合、販売が開始されてから5年以内のものが対象であるため、原則として(※1)、**販売開始が2012年5月以降(※2)の事前登録番号をもつ製品を対象**とします。

※1: 原則として引継ぎ可としますが、監督官庁から当協会に発せられた「情報指示機能」厳格化方針(2015年4月)以前に事前登録番号を発番したソフトウェア製品については、情報指示機能の存在を再度確認いたします。このため、2015年4月30日までに当協会から通知した事前登録番号をもつソフトウェアの申請があった場合は、追加の資料提出等を要請する場合がありますこと、再確認の結果によっては番号が発番されない可能性があることをご了承ください。

※2: JISA 様式3の「販売開始年度」欄において2012年度と記入されたもの。

2. 引継ぎ期間 4月5日(水)より5月8日(月)17時まで

※引継ぎ期間経過後は、新規の事前登録として取扱うため、現行と同様に事前登録手数料を申し受けます(会員を除く)。

3. 引継ぎ手数料 無料

4. 引継ぎ手続方法

次の専用サイトにアクセスして所定事項を入力してください。

<https://www.jisa.or.jp/tabid/2218/Default.aspx>

5. 留意点

- ・この引継ぎ措置は、当協会より通知された事前登録番号を既に保有しているソフトウェアが対象です。新規の事前登録の申請は上記サイトでは手続きすることはできません。
- ・現在、生産性向上設備投資促進税制で事前登録を申請中の場合は、当協会からの事前登録番号の通知した後に引継ぎ期間内であれば引継ぎが可能です。
- ・引継ぎ手続きを経た事前登録番号であっても、生産性向上設備投資促進税制の申請において適用期間内の案件に対しては依然として有効です。